

指定相当訪問型サービス(独自) サービスコード表

コード表		サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定単位		
種類	項目						
A2	2411	訪問型独自サービス費21	(1) 標準的な内容の指定相当 訪問型サービスである場合 ※生活援助従事者研修の修了者が身体介護を行った場合には算定しない。	287単位	1回につき		
A2	2511	訪問型独自サービス費22	(2) 生活援助が中心である場合	(一) 所用時間20分以上45分未満の場合		179単位	
A2	2621	訪問型独自サービス費23		(二) 所用時間45分以上の場合		220単位	
A2	1411	訪問型短時間サービス	(3) 短時間の身体介護が中心である場合 ※生活援助従事者研修の修了者が身体介護を行った場合には算定しない。	163単位			
A2	C216	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 2 1	高齢者虐待防止措置未実施減算	(1) 標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合		▲3単位	
A2	C217	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 2 2		(2) 生活援助が中心である場合		(一) 所用時間20分以上45分未満の場合	▲2単位
A2	C218	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 2 3				(二) 所用時間45分以上の場合	▲2単位
A2	C219	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算短時間		(3) 短時間の身体介護が中心である場合		▲2単位	
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算 1	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合			1月につき	
A2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算 2	事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合				
A2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算 3	同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合				
A2	8002	特別地域加算	所定単位数の 1 5 %加算		1回につき		
A2	8102	中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の 1 0 %加算				
A2	8112	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の 5 %加算				
A2	4001	初回加算	200単位加算 (1月) ※生活援助従事者研修の修了者が身体介護を行った場合には算定しない。	200単位	1月につき		
A2	4003	生活機能向上連携加算	①生活機能向上連携加算 (I) 100単位加算 (1月) ※生活援助従事者研修の修了者が身体介護を行った場合には算定しない。	100単位			
A2	4002		②生活機能向上連携加算 (II) 200単位加算 (1月) ※生活援助従事者研修の修了者が身体介護を行った場合には算定しない。	200単位			
A2	6102	口腔連携強化加算	1回につき 50単位加算 (1月に1回を限度)	50単位			
A2	6269	介護職員処遇改善加算	①介護職員処遇改善加算 (I) +所定単位×137/1000 ※生活援助従事者研修の修了者が身体介護を行った場合には算定しない。				
A2	6270		②介護職員処遇改善加算 (II) +所定単位×100/1000 ※生活援助従事者研修の修了者が身体介護を行った場合には算定しない。				
A2	6271		③介護職員処遇改善加算 (III) +所定単位×55/1000 ※生活援助従事者研修の修了者が身体介護を行った場合には算定しない。				
A2	6278	介護職員等特定処遇改善加算	介護職員等特定処遇改善加算 (I) +所定単位×63/1000 ※生活援助従事者研修の修了者が身体介護を行った場合には算定しない。				
A2	6279		介護職員等特定処遇改善加算 (II) +所定単位×42/1000 ※生活援助従事者研修の修了者が身体介護を行った場合には算定しない。				
A2	6281	介護職員等ベースアップ等支援加算	訪問型独自サービスベースアップ等支援加算 +所定単位×24/1000				
注 「特別地域加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住するものへのサービス提供加算」「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目							